

令和 7 年 3 月 6 日  
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

一般財団法人地域森林整備集団  
秋田県大仙市南外字平沢 170-11

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 3 月 6 日から令和 7 年 6 月 5 日まで（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

一般財団法人地域森林整備集団は、令和 6 年 4 月 30 日に秋田森林管理署長と請負契約を締結した収穫調査委託業務において、事業期間内に収穫調査完了が困難である旨の届出があり、契約解除に至ったものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林野政第 338 号林野庁長官通知）」の別表贈賄および不正行為等に基づく措置基準第 13 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められる。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16  
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070